(経済産業委員会)

電 気事 業者による 新エネルギー等の 利 用に関する特別措置法 案 (閣法第七六号) (衆議院送付

要旨

本 法 律 案は、 内外の 経済的社会的環境 に 応じたエネルギー の安定的かつ適切 な供給を確 保し、 及び環境 の

保 全 に 資 す るた め、 電 気 事 業 者に一 定 量以上 の 量 の 新 エ ネルギー 等 電 気 の)利用· を 義務付ける等の 措置 を 講 じ

ようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

1 こ の 法律において「電気事業者」とは、 般電気事業者、 特定電気事業者及び特定規模電気事業者を

いう。

2 こ の 法 律に おいて「新エネルギー等」とは、風力、太陽光、 地 熱、 水力 (政令で定めるものに限る。)、

バイオマスを熱源とする熱及び政令で定める石油を熱源とする熱以外のエネ ・ルギー をいう。

3 この 法律に おい てっ 新エネルギー 等電 気 とは、 新エネ ルギー 等発電設備 を用い て新エネルギー 等を

変換して得られる電気をいう。

4 こ の 法 律 に お ١J て 新 エ ネ ル ギー 等発電 設備」とは、 新 エ ネ ル バギー 等 を 電 気 に 变 換 する設 備 で あって、

経 済 産 業 大 臣 の 認 定 を 受 け た も の を l١ う。

う。

5

こ

の

法

律

に

お

l١

て

利

用

لح

ば、

供

給する電

気

の

全

一部又は

部

を新エネ

ル

ギー

等

電

気に

することをい

一、新エネルギー等電気利用目標

経 済 産 業 大 臣 は 兀 年ご とに、 総 合 資 源 エ ネ ル ギー 調 查 会 の 意 見 を 聴 ١J て、 当 該 年 度 以 降 の 八 年 間 に

١J て の 電 気 事 業 者 に ょ る 新 エ ネ ル ギ Τ 等 電 気 利 用 目 標 を 定 め な け れ ば な 5 な 1,

三 新 エ ネ ル ギ Ĺ 等 電 気 の 基 準 利 用 量 及 び 利 用 義 務

1 電 気 事 業 者 は 毎 年 度 新 エ ネ ル ギ I 等 電 気 利 用 目 標 等 を 勘 案し て 算定され る新エネ ル ギー 等 電 気 の

某 準 利 用 量 等 の 事 項 を 経 済 産 業 大 臣 に 届 け 出 な け れ ば な 5 な l١

2 電 気 事 業 者 は 毎 年 度 基 準 利 用 量 以 上 の 量 の 新 エ ネ ルギー 等電 気の 利用を Ū なけ れ ば ならな ίį

四、基準利用量の変更

1 電 気 事 業 者 は、 他 の 電 気事業者がその基準利 用 量 を超える量 の 新 エネ ル ギー 等電 気 の 利 用 をする場合

に お いて、 当 該 他 の 電 気 事業 者 の 同 意 を得たときは、 経済 産業大臣 の 承認を受けて、 その超 える分に相

当 す うる新工 ネ ル デギー 等 電 気 の 量 を 自 5 の 基 準 利 用 量 から減 少することができる。

2 経 済 産 業大臣 ば 災 害 そ の 他 ゃ む を 得 な L١ 事 由 に ょ ij 基 準 . 利 用 量 に 相当する量 の 新エネ ル ギ ĺ 等 電

気 の 利 用を行うことが 困 難 となっ た 電 気 事 業 者 の 申 出が あっ たときは 当 該 届 出 年 度 の 基 準 利 用 量 を 減

少することができる。

五、新エネルギー等発電設備の認定

新 エ ネ ル ギー 等 を 電 気 に 変 換す る設 備 を 用 L١ て発電 ŕ 又 は 発電 しようとする者は、 設 備又は 発電 の 方

法 が 経 済 産業 大臣 の 定め る 基準 に 適合し てい る 場 合、 経済 産 業 大臣 の 認 定を受けることができる。

六、その他

経 済 産 業大臣 による勧告及び命令、 罰則その他所要 の措置につ ĺ١ て定める。

七、施行期日

こ の法律は、 部を除き公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

す る。